



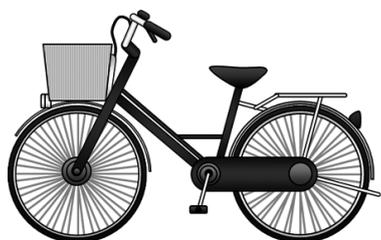
問 入学準備品購入を応援する就学援助制度に
先進事例の情報収集と支援の充実を検討する

無党派 大名美恵子 議員

議員 就学援助制度は教育委員会ホームページで広報された大変重要な制度。すべての子に等しく安心して学ぶ機会を保障する一環として、利用が進むことが求められる。きめ細かい手立が重要。援助金の支給方法、小・中学校入学準備に係る費用援助金の支給時期を問う。

教育次長 年度当初に申請書を受け付け、6月に住民税課税額の確認、学校及び民生児童委員の意見をもとに、村教育委員会の審議決定を受けて認定し、支給時期は各学期終了後、入学準備にかかる援助費も1学期末に支給。

議員 石川県白山市や福岡市では、就学援助費の入学準備金の入学前支給を行っている。また国は、クラブ活動費・生徒会費・PTA会費も支



給項目に拡大している。拡充を検討してはどうか。

教育次長 入学時は学用品等の準備で、保護者の経済的負担が大きい時期であることから、その時期の必要な支援となるよう、先進事例の情報収集と支援の充実を検討する。また、支援項目の拡大も検討する。



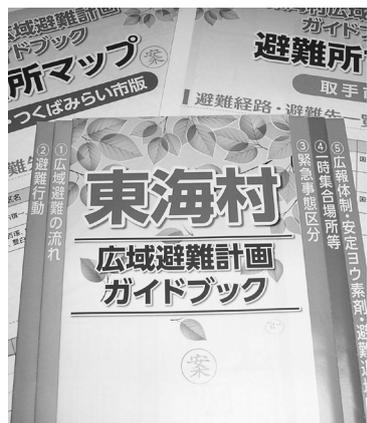
問 広域避難計画で避難時の健康被害の責任は誰に
国が原賠法で経済的に補償すると考える

豊創会 阿部 功志 議員

議員 計画案に多くの疑問点がある。これが不明確では村民の理解は得られない。①これまで事故は起きないから被曝もしないと国は言い続けてきたが、住民の被曝はいつからやむなしとなったのか。②事故による村の被害額は。③原賠法（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法）では不十分だが、避難時の健康被害、原発事故の責任の取り方はどうするか。

村民生活部長 ①原子力開始時から被曝の根拠はある。放射能が出る前の避難を目的としている。②原賠法で補償されるため被害額の数値を把握する必要はないと考えている。

村長 ③責任は事業者と国にある。国が原賠法で経済的に補償すると考えている。



広域避難計画（案）

問 避難計画の策定に住民を含めてはどうか

答 この会議で避難計画の実効性は担保できる

議員 計画の最終決定権をもつ「東海村防災会議」は委員22人中住民は1人だけ。計画策定に住民を含め、双方向性をもってはどうか。

村民生活部長 防災の代表者の集まりであるから実効性は担保できると考えている。